御

名

御

璽

官

政令第二百二十四号

平成二十九年八月十四日

則

(施行期日)

- この政令は、 経過措置) 公布の日から施行する。
- 2 の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。 協会(次項において「日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会」という。)に係る介護保険法 保険法(大正十一年法律第七十号)第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険 法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。次項において同じ。)及び健康 平成二十八年度における被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年
- 3 確定納付金については、なお従前の例による。 有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定による概算納付金及び に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を 平成二十八年度における被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会

厚生労働大臣 安倍 加藤 晋三 勝信

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する

内閣総理大臣

平成二十九年八月十四日

安倍

内閣総理大臣

晋三

を制定する。 内閣は、自衛隊法 自衛隊法施行令の一部を改正する政令 (昭和二十九年法律第百六十五号)第九十九条第一項の規定に基づき、 この政令 表の年月日 の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公 称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者

自衛隊法施行令 別表第十一平成二十年三月の項を削り、 (昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する 同表に次のように加える。

四千二百六十八万円

平成二十九年三月

附 則

この政令は、 公布の日から施行する

示

研究機構

出願公表の年月日

平成25年8月30日

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1

所又は居所

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合

品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住

内閣総理大臣

晋三

防衛大臣

小野寺五典

告

〇文化庁告示第五十号

第三項の規定に基づき告示する。 掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に 同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条

文化庁長官 宮田

亮平

2

品種登録の年月日

平成29年8月14日

品種登録の番号 第26171号

-八条第	
	ယ
Allium ampeloprasum L.	登録品種の属する農林水産植物の種類

〇農林水産省告示第千三百十五号

項の規定に基づき品種登録をしたので、

同条第

種苗法(平成十年法律第八十三号)第十

項の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月十四日

- 登録品種の名称 シナノイッキュウ1号
- 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住 育成者権の存続期間 25年
- 所又は居所 株式会社オサダ 長野県中野市大字江部297-6

品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名

農林水産大臣

- 品種登録の年月日 平成29年8月14日
- Allium sativum L.

- 所又は居所

- 出願公表の年月日 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地 平成23年1月28日
- 品種登録の番号 第26173号
- 平成29年8月14日
- 登録品種の属する農林水産植物の種類
- 登録品種の名称 てんま一番星
- 育成者権の存続期間 25年

51 4

釜尾古墳 名 Ŀ 称 大正十年内務省告示第三十八号 指 定 欄 示 熊本市 地方公共団体名 下 (熊本県) 欄

〇文化庁告示第五十一号

体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二 により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団 条の二第三項の規定に基づき告示する 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定

平成二十九年八月十四日

文化庁長官

宮田

亮平

北大東島燐鉱山遺跡 大鳥井山遺跡 名 称 Ŀ 平成一 平成 一十二年文部科学省告示第十二 一十九年文部科学省告示第七号 指 定 告 欄 示 号 横手市 北大東村 地方公共団体名 下 (秋田県 (沖縄県) 欄

出願公表の年月日 平成21年9月24日

品種登録の番号 第26172号

登録品種の属する農林水産植物の種類

登録品種の名称 八幡平パイオレット

育成者権の存続期間 25年

Allium karataviense Regel

Allium hollandicum R. M.

Fritsch

×

登録品種の属する農林水産植物の種類 品種登録の年月日 平成29年8月14日 品種登録の番号 第26170号

登録品種の名称 札幌 3号

育成者権の存続期間 25年

品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住

321 品種登録の年月日 Allium sativum L.